

和歌山家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成24年5月15日(火)午後1時30分から午後3時50分まで

第2 開催場所

和歌山家庭裁判所第1会議室

第3 出席者

(委員)

上岡美穂, 上坂和央, 金子順一(委員長), 小滝正孝, 小林直樹, 辻紘子, 新土居仁昌, 西原英男, 宮崎幸一, 山西陽裕

(五十音順, 敬称略)

(オブザーバー)

西谷大吾裁判官

(事務担当者又は庶務)

棚田首席家庭裁判所調査官, 駒田次席家庭裁判所調査官, 星川首席書記官, 中村訟廷管理官

大橋事務局長, 前田事務局次長, 安達総務課長, 藪本総務課課長補佐

第4 議事

【発言者 / : 委員長, : 1号委員(学識経験者),
: 2号委員(弁護士), : 3号委員(検察官),
: 4号委員(裁判官), : 事務担当者又は庶務】

1 開会

2 所長あいさつ

3 新委員の紹介

4 前回の意見に対する裁判所の取組状況の報告と質疑応答

(1) 報告

成年後見制度は、一般的にはまだまだ理解されていないので、広報をしていく必要があるとの御意見をいただいたことを踏まえ、憲法週間記念広報行事として、5月30日(水)に「成年後見制度説明会」を、昨年、一昨年に引き続き、開催することとした。昨年10月24日に法の日週間記念広報行事として「成年後見制度説明会」を実施した際には、33名の参加があった。今回も多数の方に参加していただけるよう広報を続けているところである。

次に、成年後見制度を利用される方は、預貯金の出金の際に困られる方も多いことから、「成年後見制度のパンフレットを銀行にも置いてもらうのがよいのではないか。」との御意見をいただいた。そこで、各銀行を訪問して、先程説明しました「成年後見制度説明会」の開催を御案内するとともに、成年後見制度のパンフレットも備え置いていただくようお願いした。

次に、高齢の親を抱えた方が成年後見制度を利用されることから、例えば「女性のシンポジウムが開催される会場などにもパンフレット等を置くようにしてはどうか。」との御意見をいただいた。そこで、女性のシンポジウムなどが開催される「和歌山ビッグ愛」に「成年後見制度説明会」の開催案内とともに、成年後見制度のパンフレットを備え置いていただくようお願いした。

家庭裁判所では、ウェブサイトでも広報しているが、今後とも、さらに成年後見制度を理解していただくため、広報活動を続けていきたい。

なお、成年後見制度では、成年後見人がご本人(後見制度による支援を受ける方)の財産を管理するが、親族後見人等による不正防止のため、

本年2月から後見制度支援信託の運用を開始した。後見制度支援信託は、家庭裁判所の指示の下、弁護士、司法書士等の専門職後見人がご本人に代わって、信託銀行との間で信託契約を締結する。その内容は、ご本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として親族後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みのことである。信託財産は、元本が保証され、預金保険制度の保護対象にもなる。そして、信託財産を払い戻したり、信託契約を解約したりするには、あらかじめ家庭裁判所が発行する指示書を必要とする。ご本人の財産の適切な管理・利用のための方法の一つである。

(2) 質疑応答

「成年後見制度説明会」の参加者はどのような人か。

一般の人以外に、銀行窓口の方が参加されていた。

後見制度支援信託の説明が先ほどあり、すでに始まっているとのことであるが、制度の説明が従前あまりなかった。新しい制度はできるだけ早めに説明してほしい。弁護士会への説明もかなり遅かった。依頼人に対してそういう制度がないものとして説明してしまう。

できるだけ早く説明するようにしたい。

5 テーマ「地域や学校から見た和歌山の少年や少年非行」について

(1) 説明用ビデオの視聴について

少年審判制度の説明用ビデオを約27分間視聴した。

(2) 制度及び手続説明について

中村訟廷管理官から、少年審判制度及び手続きの概要の補足説明を行った。

(3) 和歌山家裁における少年事件の特徴説明について

駒田次席家庭裁判所調査官から，和歌山家裁における少年事件の特徴について，パワーポイントを用いて説明を行った。

(4) 意見交換等

今の説明は分かりやすかった。親の指導が一番大切である。

学校から見て少年とか少年非行についてどのように考えているのか。

道路交通法違反が多いということだが，具体的にはどういう違反か。

違反で多いのは速度超過で，交通事故は未成年者でも来る。無免許運転は10年ほど前に比べるとかなり減っている。

スピード違反をして，大人なら罰金となるところ，少年なら家裁送致となるのか。

そうである。

いろいろと処分の段階はあるが，審判不開始や保護処分によって再犯率が変わってくるのか。

数か月前に少年院出院者の再犯率が4割に近づいたという報道があった。きちっと計算したことがなく，何をもって再犯とするのか難しいところがあるが，和歌山での実務感覚で言えば，少年の再非行率は3割を超えないのではと思っている。

少年事件は友人，家庭など周りの環境に左右されると思う。処分しても同じ所に戻るとまた同じことを繰り返すのではないか。

高校では「3ない運動」をPTAが主導して行い，全県的に免許を取らせず，高校の3年間で生命を落とさないようにということで

始まった。ただ、免許を取らないことが無免許につながるのではないかと、運動としてこのままやってもいいのか、という気がする。「3ない運動」は無免許を助長しているのではないだろうか。

和歌山では高校生の死亡事故が頻発したため、「3ない運動」を保護者と学校が連携して、昭和55年くらいに始めた。以来、法的な問題もクリアして、現在に至っている。18歳になれば免許が取れるのにと、就職に必要という意見があったが、やはり生命を守るということで評価を得ていた。ただし、遠隔地では許可制で今でもバイクに乗っていると思う。以前は免許センターに行って高校生がいないか調べていたが、現在は個人情報の保護を理由に行われていない。学校によっては無免許運転が分かれば処分の対象としている。

バイクに乗ることがそんなに悪いことなのか。非行との関係では、むしろ教育が大事で、免許を取らせない、隔離する、という発想はおかしいと思っている。非行に行かないような教育をすべきで、隔離するとむしろ隠れて乗ってしまう。スピードを出さないなど、交通ルールをきちっと学校で教えてもらいたい。私らの頃はバイクの乗り方を教えてもらった。人の生命は大事で、隔離したいのは分かるが、生徒はいずれ社会に出る。調査官が分析をしているのは、悪いことをしているかどうか、という評価ではない。

現在、県内の公立高校はほとんどがPTAと共同で「取らない、乗らない、買わない、親は子供の要求に負けない。」という「3プラス1ない運動」を行っており、入学の時に誓約書を書いてもらって

いる。一応、遠隔地とかやむを得ない生徒だけは許可制とし、それ以外は生徒指導の対象となっている。全国的にも、「3プラス1ない運動」をしているが、徹底できていなかったり交通安全教育にシフトしている県もあると聞いている。いったん生命の大切さを謳ってこういう運動を起こして合意されたものにブレーキを掛けるのは勇気が要ることと思う。

現在「3ない運動」の下、高校生の間は免許を取らないことは、多くの家庭では守られているのか。

親からは非常にありがたい。単車を買わなくていいし、乗り出したら興味がそちらに行く。家庭の指導もしやすいと聞いている。道路状況も高校生が単車を乗り出したらもっと社会問題になる。

「3ない運動」の最初のころにかなり事故が減った。

違反したときに学校なりのペナルティはあるのか。

一律に決めているわけではなく、各学校で規則を設けて指導している。

交通ルールとかの勉強会はあるのか。

免許証を取ってもよい生徒を集めて年に何回か指導している。生徒全員を対象とした「バイク教室」というのはなかなかない。

私が小さいころは学校で教えてもらって、18歳になれば免許証を取りに行った。一般的に高校では交通ルールとか交通マナーのカリキュラムは取っていないのか。

取っていない。

そういう勉強は高校を出てからしなさいということか。

全くしていないのではないが、バイクの乗り方といった技術的な指導はない。

問題になるのは主に原付である。

委員が言われることはよく分かるが、学校の話を見ると、「高校生の日常生活にバイクは要らないでしょう。」というのが基本にある。どちらも言い分があるので良い悪いは言えない。

学校で、自転車に乗ったときの交通ルールとかの教育はしているのか。

一般的な安全教育はしている。また、経済的に苦しくバス代より費用がかからないこともあって、バイクの使用を求める声もある。

もっと学校で交通の指導をした方がよい。バイクに乗る乗らないは別の話である。

道路交通法違反だが、主に暴走行為か、単純な速度超過か。

和歌山では、最近、「共同危険行為」という集団暴走を意味する事件名での検挙や逮捕は希になっている。一方で、速度超過であっても、大幅な超過の場合は、端からは暴走に見えてしまう。

窃盗と道路交通法違反の内容はまったくレベルが違う範ちゅうと感じる。道路交通法違反に暴走行為が入っていないのなら、悪質さが全然違ってくる。

悪質さも重要なポイントだが、道路交通法違反には身体への危険性の問題がある。

罰金対象のものが数値として拳がってきている。反則行為は拳がっていないので、通常交通違反よりレベルは上である。

反則金不納付は事件になるが，納付したら家裁に送致されない。

審判不開始が少なく，保護観察が多いというのは，極悪な子も少ないが，中途半端に悪い子が多いということか。

16，7歳の少年について，高校生，高校中退，有職・無職とかの詳細は分かるか。

おっしゃってるのは16，7歳では中退少年，無職の少年が多いのでは，ということかと思うが，そのとおり目立つ。そのような中退，無職の少年は1年に2回別の事件で会う，ということもある。

統計は，今回はこの表のものしかないが，年齢別学歴別のものが家庭局から出ている。次席の説明のような傾向が確認できる。毎年そういった統計が出されている。高校中退者が問題行動に発展しやすいところがあると言える。

和歌山では保護観察が多いということだが，保護司や補導委託先と触れ合うことも多いと思うが，保護司とか補導委託先の数は十分なのか。

補導委託先は，十分とは思っていないが，特別養護老人ホームとか保育所の協力を得て，社会奉仕体験的な委託をしている。それが公共心，自尊感情の確立になり有意義である。

前は補導委託先は大阪の食堂とか奈良の月ヶ瀬村の田舎とかだったが，今は社会奉仕体験が多いのか。

住み込んで職業指導を受けるのと，通所してボランティアをするのがある。むしろ多様化したと考えられる。両者の割合は五分五分である。先ほどの保護司と関連するが，職親的な方は高齢化し，か

つ跡継ぎがないことが近畿の中では非常に問題になっている。新しく開拓される補導委託先は保育所とか特別養護老人ホームなどが多くなってきている。

家庭裁判所としては、保護司とは保護観察所を通じた接触となるのか。

そのとおりであり、直接接触の機会は限定的である。

保護司は高齢の方が多い。具体的な面会などの状況は分からないが、少年とのギャップが大きいと感じる。裁判所から見て、十分役割を果たしているのか。

配布資料に平成22年の特徴として、検察官送致の割合が高いとあるが、何か特別な事件があったのか。比較的軽微な事件が多い中、突出しているが厳罰化のようなものが反映されているのか。

特に厳罰化したとは思えない。

調査官として、社会全体のそういう動きが気になったりしないか。

非常に難しい質問である。基本的には、先ほどの傾向説明のとおりである。

たまたまの話なのか、共犯の関係でまとまって送致されたのか、調べないと分からない。

特に少年院送致が増えているのではない。そこは調査してみる。かつては学校で少年が荒れて授業が成り立たないという状況であったが、今はどうなのか。

波がある。私が前に通っていた学校は、自分の子供が入る1、2年前は駅前でゴミを散らかしたり、たばこを吸ったりする生徒がい

たが、最近は全くない。

高校はかなり落ち着いてきている。中退を少なくしよう、学校でなるべく抱えていこうという方針を出した。全国的に中退率を見ても、和歌山県は2.1%くらいで推移していたのが、今では1.7%程度になった。もう一つ力を入れているのは、特別支援教育である。平均して約6%くらい発達障害のある生徒がいると言われている。その子にとって分かりやすい教育が皆にも分かりやすい教育という考え方で、今までの学校の価値観で見るのではなく、その子の行動はどういうところから来ているのかについて特別支援教育の視点で分析検討を加えながら、その子の「困った感」を解消するようにしている。また、人間関係がうまくできないと本来できることも困難になるなどの二次的障害が生じるので、小学校から、子供の特性に合わせて人間関係を形成する教育をしている。

発達障害の子の話だが、審判不開始・不処分で発達障害が見られる子に何か特別な対応をしているのか。

現行の保護処分の枠ではかなり難しいと思っている。少年院には特殊教育課程があるが、保護観察の対応となると、遵守事項に「心療内科や精神科への通院」を定めるくらいしかない。あとは試験観察等で少年に合った指導や助言をするくらいになる。

今の話についてだが、いろいろな特性を持った生徒がいて、集団生活になじまない行動をするとき、ケース会議をしている。発達障害の場合なら発達障害者支援センターとか福祉の方に来てもらい、教員を交えて行っている。家裁調査官もケース会議に来てもらえる

のか。

そういう点も検討する。保護観察，保護処分の割合については，親の管理，教育が十分できていない面があって，それほど悪い少年ではないが不処分にならない，というニュアンスの説明だったと思うが，地域，学校から見て，少年に対する保護者の指導で気になるところがあるか。

親がそもそも遵法意識が低くいけんなのか，器の大きい子に育てるために細かいことを言わないのかによる。後者なら問題はないのではないか。和歌山の人にはちょっとおおらかな人が多い県民性があると思う。

おおらかに見守るのか厳しく指導するのか，基本的には親と子の心がつながっているのかどうかというところかと思う。家庭環境は子供にとって大きい。

そういう親子問題の面と，ステップファミリーというか，再婚を繰り返してどの親が自分の親か分からないという子をどうフォローしていくべきか，疑問を感じている。

和歌山の少年非行についてお話を聞かせてもらった。非常に参考になる御意見をいただいた。家裁での少年審判の運営に反映したい。

6 次回委員会の意見交換テーマ

「家事調停の今日的課題について～面会交流を中心に～」

7 次回委員会の開催日時

平成24年10月9日(火)午後1時30分から開催することが決定された。

8 閉会